附則第七条第十三項の表政令附則第十二条第四十二項第一号ハの項中「附則第十二条第四十二項第一号ハ」を「附則第十二条第五十四項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十二項第二号ロの項中「附則第十二条第四十二項第二号ロ」を「附則第十二条第五十四項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十二項第二号ハの項中「附則第十二条第四十二項第二号ハ」を「附則第十二条第五十四項第二号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十三項第一号ハの項中「附則第十二条第四十三項第一号ハ」を「附則第十二条第五十五項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十三項第二号ロの項中「附則第十二条第四十三項第二号ロ」を「附則第十二条第五十五項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十三項第二号ハの項中「附則第十二条第四十三項第二号ハ」を「附則第十二条第五十五項第二号ハ」に改め、附則第七条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項中「附則第十二条第二十四項」を「附則第十二条第二十六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項第三号中「附則第十二条第三十六項」を「附則第十二条第三十八項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11　法附則第十五条の九の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十三条に規定する通知書の写し

二　法附則第十五条の九の二第一項に規定する耐震改修が行われた旨及び当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなつた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

三　前二号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

12　法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一　法附則第十五条の九の二第六項に規定する納税義務者の住民票の写し

二　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十三条に規定する通知書の写し

三　法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事が行われた旨及び法附則第十五条の九の二第四項に規定する住宅又は同条第五項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分が認定長期優良住宅に該当することとなつた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

四　政令附則第十二条第三十八項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

五　前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

附則第七条第八項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいい、」を削り、「者の同項に規定する」を「者の」に改め、同項第二号イ中「附則第十二条第二十八項第一号」を「附則第十二条第三十項第一号」に改め、同号ロ中「附則第十二条第二十八項第二号」を「附則第十二条第三十項第二号」に改め、同号ハ中「附則第十二条第二十八項第三号」を「附則第十二条第三十項第三号」に改め、同項第四号中「附則第十二条第二十九項」を「附則第十二条第三十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「附則第十二条第二十五項第三号」を「附則第十二条第二十七項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「附則第十二条第二十四項」を「附則第十二条第二十六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「附則第十二条第二十一項第二号」を「附則第十二条第二十一項第一号ロ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「附則第十二条第二十一項第一号」を「附則第十二条第二十一項第一号イ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　政令附則第十二条第四項第一号ロ及び第二号、第二十項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ、第二十二項第一号ロ及び第二号、第二十八項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第三十三項、第三十六項、第四十項、第四十三項、第四十七項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第五十項、第五十三項、第五十四項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十五項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハに規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

附則第八条の三の四第二項中「に掲げる軽自動車については同表の⑴に掲げる値、同表の⑷に掲げる軽自動車については同表の⑷に掲げる値のそれぞれ」を「又は⑷に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の」に、「その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。）を受けた」に改め、同条第三項第一号中「第二十一条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同項第二号中「第二十一条第八号」を「第十五条第八号」に改め、同条第五項第一号中「以下この条」を「次項第一号及び次条」に、「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「第七項第一号」を「以下この条」に改め、同項第二号中「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同条第六項第一号中「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「第八項第一号」を「以下この条」に改め、同項第二号、同条第七項第二号及び同条第八項第二号中「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同条に次の十一項を加える。

9　法附則第三十条第六項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第十一号ロの基準とする。

10　法附則第三十条第六項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の⑴又は⑷に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けた軽自動車とする。

11　法附則第三十条第七項第一号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の⑴に掲げる軽自動車　同表の⑴窒素酸化物の欄に掲げる値

二　細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の⑷に掲げる軽自動車　同表の⑷窒素酸化物の欄に掲げる値

12　法附則第三十条第七項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百三十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二　窒素酸化物の排出量が前項第一号に定める値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

13　法附則第三十条第七項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百三十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年度燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二　窒素酸化物の排出量が第四項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

14　法附則第三十条第七項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二　窒素酸化物の排出量が第十一項第二号に定める値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

15　法附則第三十条第七項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二　窒素酸化物の排出量が第四項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。